

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	マイナンバー法等改正案の概要と主な国会論議 －利用範囲の拡大、マイナンバーカードと健康保険証の一体化－
著者 / 所属	森 秀勲 / 前内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	459号
刊行日	2023-8-2
頁	56-71
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20230802.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

マイナンバー法等改正案の概要と主な国会論議

— 利用範囲の拡大、マイナンバーカードと健康保険証の一体化 —

森 秀勲

(前内閣委員会調査室)

1. はじめに
2. 法律案の概要
 - (1) マイナンバー制度に関する改正（利用範囲の拡大、準法定事務の創設等）
 - (2) マイナンバーカードに関する改正（健康保険証との一体化、普及・利用促進）
 - (3) 戸籍の記載事項等への氏名の振り仮名の追加
 - (4) 公金受取口座の登録における行政機関等経由登録の特例制度の創設
3. 主な国会論議
 - (1) マイナンバー制度関連
 - (2) マイナンバーカード関連
 - (3) その他
4. おわりに

1. はじめに

第211回国会（常会）において、令和5年6月2日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」（閣法第46号。マイナンバー法等改正案。図表1）が成立した（6月9日公布、令和5年法律第48号）。本稿は、本法律案の内容に沿って、①マイナンバー制度に関する改正（マイナンバーの利用範囲の拡大、準法定事務の創設、情報連携の迅速化）、②マイナンバーカードに関する改正（健康保険証との一体化、普及・利用促進）、③戸籍の記載事項等への氏名の振り仮名の追加、④公金受取口座の登録における行政機関等経由登録の特例制度の創設、の各分野ごとに概要を紹介するとともに、本法律案に関する主な国会論議について整理したものである¹。

¹ 本稿は、一部を除き令和5年7月7日脱稿時の情報に基づく。本法律案の審議情報については参議院ウェブサイト「議案情報」〈<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/211/meisai/m211080211046.htm>〉、本法律案の概要、案文、新旧対照条文等についてはデジタル庁ウェブサイト 〈<https://www.digital.go.jp/>〉

図表1 マイナンバー法等改正案の概要

<p>1. マイナンバーの利用範囲の拡大</p> <p>■理念として社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用の推進を図る。 ※具体的な利用事務の追加は、従来通り法律改正で追加</p> <p>■具体的には、理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務において、マイナンバーの利用を可能とする。 ⇒ 各種事務手続における添付書類の省略等</p> <p>2. マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し</p> <p>■法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る）についても、マイナンバーの利用を可能とする。 ※個別の法律の規定に基づく事務は、従来通り法律改正で追加</p> <p>■法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能とする。 ※情報連携が行われた記録は、マイナポータル上で照会可能 ⇒ 新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能に</p> <p>3. マイナンバーカードと健康保険証の一体化</p> <p>■乳児に交付するマイナンバーカードについて顔写真を不要とする。</p> <p>■健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療等を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する。 ⇒ すべての被保険者の円滑な保険診療を可能に</p> <p>4. マイナンバーカードの普及・利用促進</p> <p>■在外公館で、国外転出者に対するマイナンバーカードの交付や電子証明書の発行等に関する事務を可能とする。</p> <p>■市町村から指定された郵便局においても、マイナンバーカードの交付申請の受付等ができるようにする。</p> <p>■暗証番号の入力等を伴う電子利用者証明を行わずに、利用者の確認をする方法の規定を整備する（例：図書館等での活用）。 ⇒ マイナンバーカードを申請・取得できる選択枝の拡大及び利用の促進</p> <p>5. 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加</p> <p>■戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加。</p> <p>■マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加。 ⇒ 公証された振り仮名が各種手続での本人確認で利用可能に</p> <p>6. 公金受取口座の登録促進（行政機関等経由登録の特例制度の創設）</p> <p>■既存の給付受給者等（年金受給者を想定）に対して書留郵便等により一定事項を通知した上で同意を得た場合又は一定期間内に回答がなく、同意したものとして取り扱われる場合、内閣総理大臣は当該口座を公金受取口座として登録可能に。 ⇒ デジタルに不慣れな方も簡易に登録が可能及び給付の迅速化</p> <p>・施行期日：公布の日から起算して1年3月以内の政令で定める日とする（一部を除く）。</p>	<p>（マイナンバー法、住民基本台帳法）</p> <p>（マイナンバー法、住民基本台帳法）</p> <p>（マイナンバー法、医療保険各法）</p> <p>（マイナンバー法、公的個人認証法、住民基本台帳法、郵便局事務取扱法）</p> <p>（戸籍法、住民基本台帳法、家事事件手続法、マイナンバー法、公的個人認証法）</p> <p>（公金受取口座登録法等）</p>
---	--

（出所）デジタル庁資料「マイナンバー法等の一部改正法案の概要」より（レイアウト等を修正）。

go.jp/laws/8db62cdf-8375-4c4f-b807-8d98595b67e8/>を参照。

また、本法律案に対しては、衆参で附帯決議が付された。衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会（以下「衆議院特別委員会」という。）の附帯決議（令和5年4月25日。以下「衆議院附帯決議」という。）については <https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/chikodigiBB437B8108FD3A774925899E002023B3.htm>を参照。参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会の附帯決議（令和5年5月31日）については <https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/211/f434_053101.pdf>を参照。

2. 法律案の概要

(1) マイナンバー制度に関する改正（利用範囲の拡大、準法定事務の創設等）

現行の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。マイナンバー法）は、基本理念を定める同法第3条第2項において社会保障制度、税制及び災害対策の3分野においてマイナンバー（法律上は「個人番号」）の「利用の促進を図る」と規定している。また、これら3分野において、マイナンバーを利用できる行政機関等と対象事務をポジティブリスト方式で定め（同法第9条第1項及び別表第1）、その範囲においてのみマイナンバーの利用を可能としている²。

図表2 マイナンバーの利用範囲の拡大

【マイナンバー法等の一部改正法案】

マイナンバーの利用範囲の拡大

背景

- 今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が明らかとなった。行政機関間の連携においては、行政機関がその事務の実施に必要な範囲で、国民一人一人の正確かつ最新の情報を参照できることが重要。これまで、マイナンバー制度等に基づき、情報提供ネットワークシステム等を通じて、行政手続に必要な添付書類の削減等が実現されてきた。今後、行政機関間の情報連携をさらに推進すべく、国民の利便性向上や行政の効率化の観点から、デジタル社会の基盤であるマイナンバーについて更なる利活用の推進が求められている。
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2022年6月閣議決定）において、マイナンバー法の規定の在り方と併せて、マイナンバーの利活用の推進に向けた制度面の見直しを実施することとされた。

（参考）マイナンバー法附則6条において、「政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること（略）について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。」とされている。

マイナンバー法及び住民基本台帳法の一部改正

- 行政のデジタル完結を図るため、従来の社会保障制度、税制、災害対策に関する分野に限らず各制度を所管する関係府省庁において、その業務の在り方の見直しを進めた上で、国民の利便性向上及び行政の効率化が図られる事務について、マイナンバーの利用を可能とする¹とともに、住民基本台帳ネットワークシステム等の関係システムの利用を可能とする。
※個々にマイナンバーの利用事務を追加する際は、従来通り法律改正で追加
- 主な事務については以下のとおり。
 - ・ 国家資格等の資格取得・更新に関する事務（例：理容師・美容師、小型船舶操縦士、建築士など）
 - ・ 自動車変更登録に関する事務
 - ・ 在留資格に係る許可に関する事務
 - ・ その他、災害弔慰金に関する事務等

【国家資格等の事務の改正後（例）】

必要な情報をデータ連携することで、住民票等の写しの提出が不要に。

資格データの統合・連携・管理

改正の効果

- 上記の事務において、マイナンバーを用いた台帳管理が可能となる。
- これまで各種事務手続において提出を求めていた住民票の写し、課税証明書等の添付が不要となる。

施行期日：公布の日から1年3月以内の政令で定める日

（出所）デジタル庁資料

² マイナンバーの利用範囲については、具体的には、マイナンバー法の別表（改正前は「別表第1」）の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が、同表の下欄に掲げる事務の処理に必要な限度でマイナンバーを利用することができる¹と規定している（下記イメージ参照）。

○マイナンバー法別表（改正前は別表第1）のイメージ

（上欄・行政機関等）	（下欄・事務）
二 全国健康保険協会又は健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの

本法律案では、3分野以外の事務にもマイナンバーの利用を広げることとした(図表2)。まず、基本理念として3分野以外の行政事務(改正前は「利用の可能性を考慮」にとどめていた。)についても「利用の促進を図る」ことに改めた。

また、マイナンバーの具体的な利用範囲については、同法別表(改正前は別表第1)を改正し、新たにマイナンバーの利用を可能とする事務として、理容師、美容師、一級建築士等の免許に関する事務、自動車の変更登録に関する事務、外国人の在留資格に係る許可に関する事務等を追加した。

さらに、同法別表に定める事務に準ずる事務(事務の性質が同一であるものに限る。)として主務省令で規定する「準法定事務」についても、マイナンバーの利用を可能とした(同法第9条第1項)。

なお、行政機関等の間での情報連携に関して、改正前の同法第19条第8号では、情報提供ネットワークシステムを使用して行う特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)の提供について、情報提供の主体(照会者、提供者)、情報の利用対象となる事務、提供対象となる情報を別表第2に定めていた。本法律案では、この別表第2を削除し、これに代えて、別表(改正前の別表第1)に掲げる事務について、主務省令で定めることにより情報連携を可能とする仕組みに改めた³。

(2) マイナンバーカードに関する改正(健康保険証との一体化、普及・利用促進)

保険医療機関・薬局で療養の給付等を受ける際の被保険者資格をマイナンバーカードや健康保険証で確認する「オンライン資格確認」は、令和元年に成立した「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第9号)により導入され、令和3年10月から本格運用が開始された。また、令和5年4月

³ 改正前の別表第2の構成と本法律案による改正後の規定のイメージについては下記参照。

○改正前のマイナンバー法別表第2のイメージ(例:健康保険法による保険給付の支給に関する事務)

①情報照会者	②事務	③情報提供者	④特定個人情報
三 健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの

○改正後のマイナンバー法による特定個人情報の提供に係る規定のイメージ(例:同上)

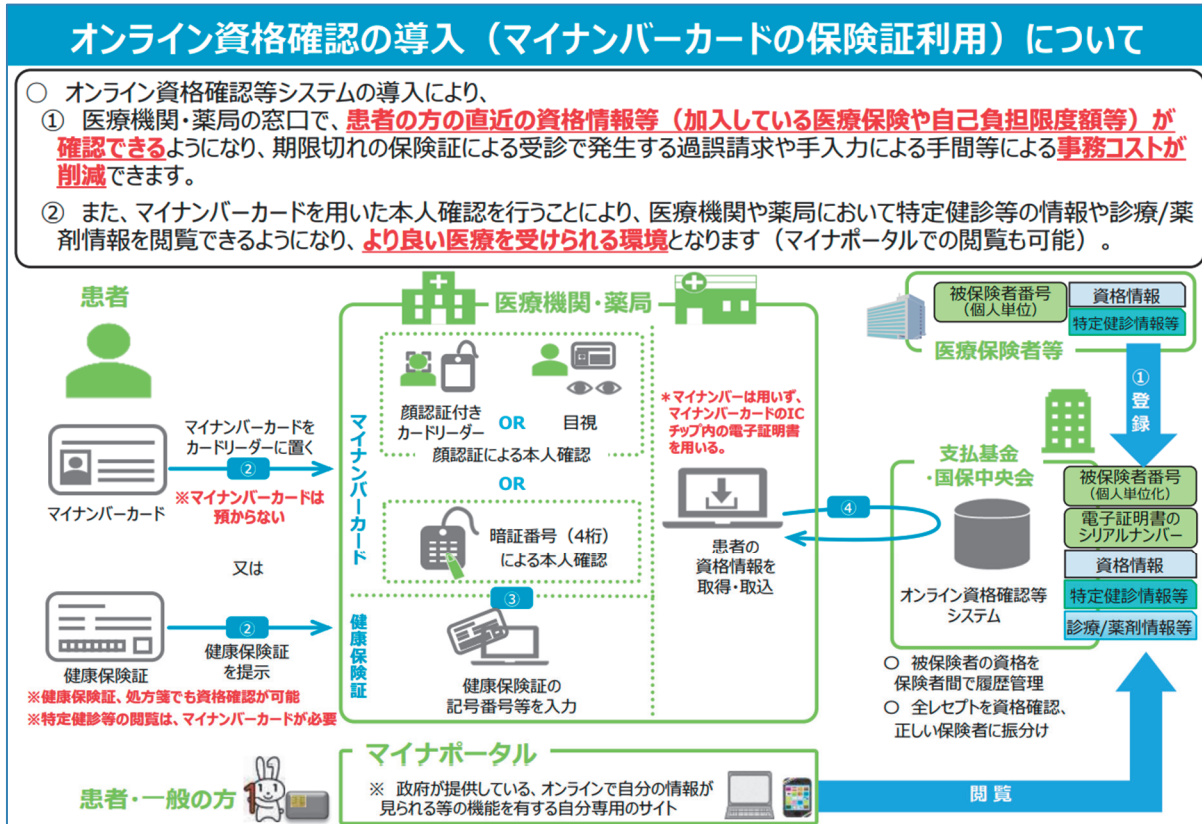
①情報照会者	②特定個人番号利用事務	③情報提供者	④利用特定個人情報
=「別表行政機関等」のうち主務省令で定める者	=別表下欄に掲げる事務のうち主務省令で定める事務	=主務省令で定める「別表行政機関等」及び法務大臣	=情報照会者が特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの

(主務省令に規定される内容の想定イメージ)

健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
--------	-------------------------------------	------	--

から保険医療機関等によるオンライン資格確認（図表3）の導入が原則義務化された⁴。

図表3 オンライン資格確認の仕組み



（出所）厚生労働省ウェブサイト「オンライン資格確認の導入について（医療機関・薬局、システムベンダ向け）」〈https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html〉

本法律案では、健康保険証の廃止⁵に伴い、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者⁶が必要な保険診療等を受けられるよう、当該者からの求めに応じ、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」（有効期間1

⁴ 「保険医療機関及び保険医療費担当規則」（昭和32年厚生省令第15号。療担規則）及び「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」（昭和32年厚生省令第16号。薬担規則）の一部改正（令和4年9月及び令和5年1月）。

⁵ 健康保険証の交付を法律事項としている国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項について、本法律案により「被保険者証の交付」に係る規定が削除され、資格確認書の規定に置き換えられる。その他の医療保険各法については、下位法令で定められている。例えば、健康保険法（大正11年法律第70号）の場合は、被保険者証の交付について、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第47条に規定がある。

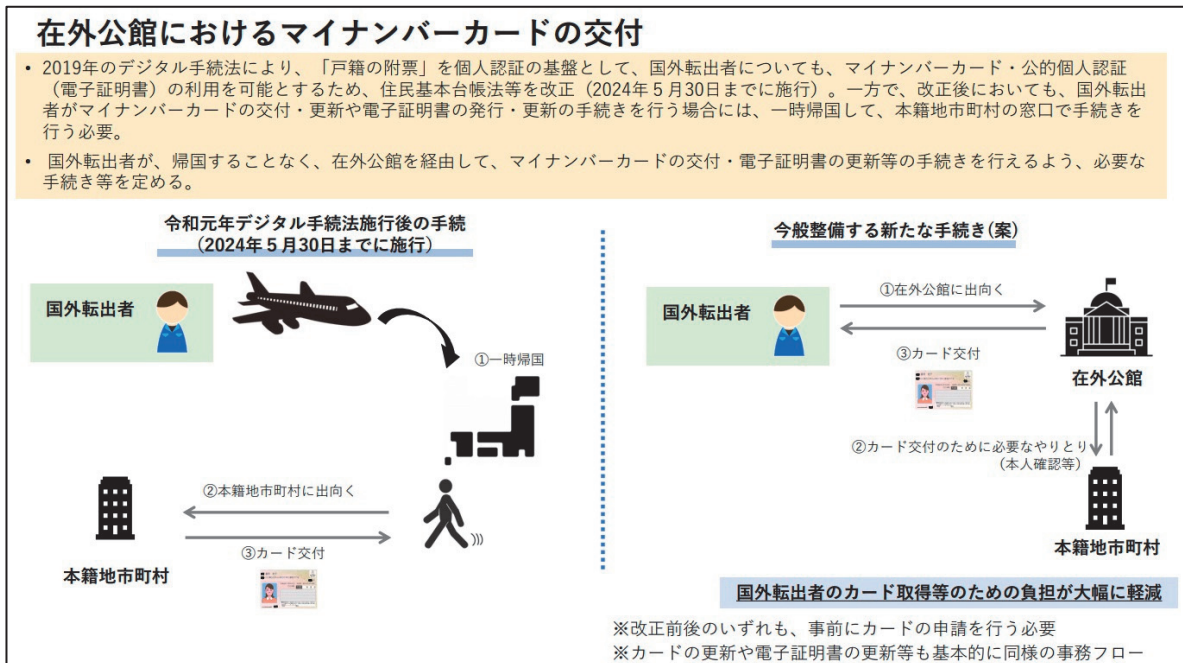
なお、経過措置として、保険者が必要と認めるときは、本人からの申請によらず、職権で資格確認書を交付できるとの規定（本法律案附則第15条）、発行済みの健康保険証を1年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）有効とみなす規定（同附則第16条（国民健康保険法関係）、第18条（高齢者の医療の確保に関する法律関係））が設けられている。

⁶ マイナンバーカードを紛失した・更新中の者、介護が必要な高齢者や子供などマイナンバーカードを取得していない者、ベビーシッターなどの第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合などを想定（厚生労働省・第163回社会保障審議会医療保険部会議事録（令和5年2月24日。厚生労働省ウェブサイト〈https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31798.html〉）及び同部会資料「マイナンバーカードと健康保険証の一体化について」（厚生労働省ウェブサイト〈https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/00106267_4.pdf〉）1頁）。

年以内)を各医療保険者等が提供することとする規定を置いた。

また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に合わせ、乳児に交付するマイナンバーカードについて顔写真を不要とする規定やマイナンバーカードの特急発行・交付を可能とする規定を盛り込んだほか、在外公館や郵便局でのマイナンバーカードの交付の申請・受取等を可能とする等の規定を盛り込んだ(図表4)。

図表4 在外公館におけるマイナンバーカードの交付



(出所) デジタル庁ウェブサイト「マイナンバー法の改正事項」(令和4年11月29日マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ(第7回)資料) <https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3c34892b-6704-4c74-b1c7-d461c4bccfff/bdba23d0/20221129_meeting_mynumber_outline_01.pdf>

(3) 戸籍の記載事項等への氏名の振り仮名の追加

現在、行政機関が保有する「氏名」の情報の多くは漢字であり特定の者の検索に時間を要するが、行政のデジタル化の推進に当たり、氏名の振り仮名を一意的ものに特定し、公証するニーズが高まっていることから、令和3年5月にデジタル改革関連法の一環として成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号。デジタル社会形成整備法) 附則第73条に「個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすること」を含めて検討を加え、必要な措置を講ずる旨の規定が置かれた。

これを受け、法制審議会では、令和3年9月16日に法務大臣から諮問された「氏名の読み仮名の法制化に係る戸籍法令の改正に関する諮問第116号」に対して、戸籍法部会を設置して審議が行われた。令和5年2月2日、戸籍法部会第14回会議において、「戸籍法等の改正に関する要綱案」が決定され、同月17日の法制審議会第197回会議において採択され、法務大臣に答申された。


本法律案では、この答申を踏まえ、戸籍法等の各法律を改正し、戸籍・住民票・マイナンバーカードの記載事項及び署名用電子証明書(外国人住民を除く。)に「氏名の振り仮名」を記載・記録する等の規定を置いた(図表5)。

図表5 マイナンバーカードの券面の一部見直し


マイナンバーカードの券面の一部見直し

- デジタル・ガバメント実行計画(2020年12月)において「日本国政府が発行したカードであることの券面表記、西暦と和暦との二重表記、氏名のローマ字表記について、2024年からのマイナンバーカードの海外利用開始に合わせた運用開始を目指す。」とされ、デジタル社会の実現に向けた重点計画(2022年6月)において2023年の通常国会に、平仮名又は片仮名による個人氏名の表記を戸籍の記載事項とする規定を含めた戸籍法制の関連法案を提出するとされている。
- 上記に加えて、氏名のフリガナ表記は、官民の手続きを問わず本人を同定するために各種申請において必要とされていることから、戸籍の氏名に振り仮名が法制化されることを踏まえ、**マイナンバーカードにおいて、氏名のフリガナの記載を行う。**
- また、**希望する者に対し、氏名のローマ字表記及び西暦の生年月日を、マイナンバーカードの追記欄に記載できるようにする。**

これまで



これから(イメージ)



※氏名の横にフリガナ表記を記載する。
※希望者に対して、氏名のローマ字や西暦生年月日を記載する。

(出所) 図表4に同じ

(4) 公金受取口座の登録における行政機関等経由登録の特例制度の創設

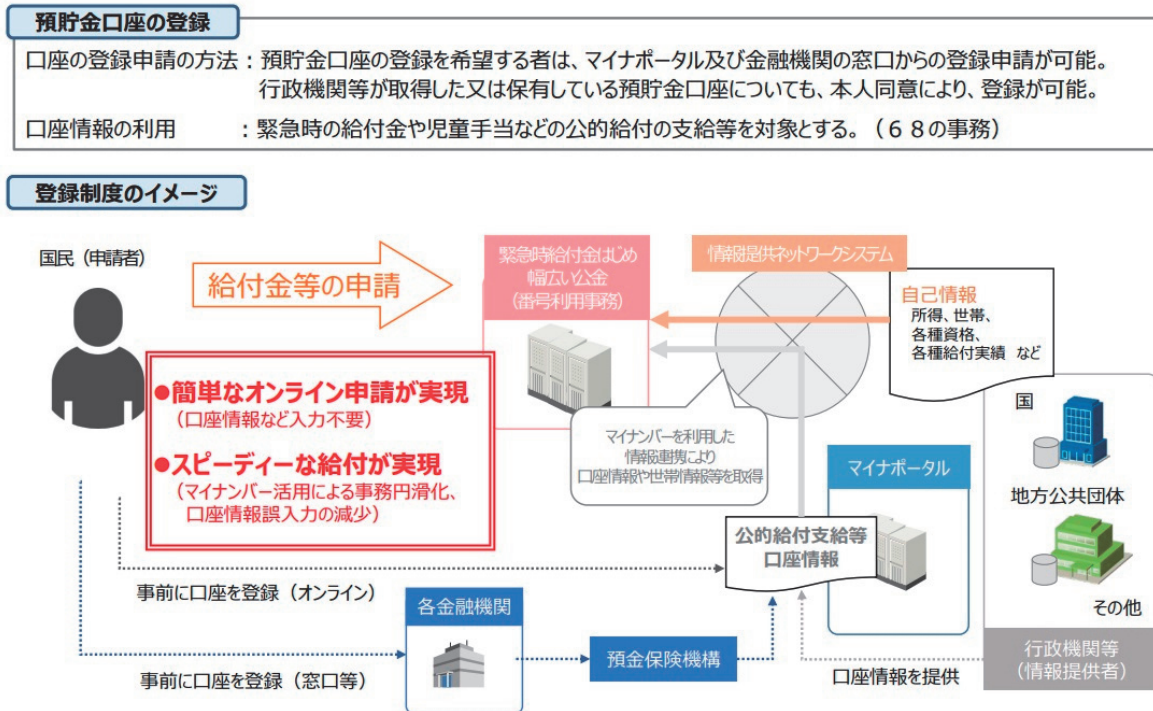
令和3年5月にデジタル改革関連法の一環として成立した「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号。公金受取口座登録法)により、国民が公的給付の支給を受けるための一つの預貯金口座(公金受取口座)を任意で登録できる「公金受取口座登録制度」(図表6)が創設された⁷。

公金受取口座の登録は、①マイナポータル経由、②行政機関等経由、③金融機関経由(未施行。令和5年度下期以降順次開始予定)の3通りの方法により内閣総理大臣(デジタル庁)に申請して行う。

本法律案では、このうち②の行政機関等経由登録について、既存の給付受給者等(年金受給者を想定)に対して書留郵便等により一定事項を通知した上で同意を得た場合又は一定期間内に回答がなく、同意したのものとして取り扱われる場合、内閣総理大臣(デジタル庁)が当該口座を公金受取口座として登録可能にする特例制度を設けることとした。

⁷ 公金受取口座を利用して受け取ることができる給付金等として、令和5年4月3日現在、年金、税、子育て給付、就学支援、障害福祉、生活保護、労災保険・公務災害補償、失業保険、職業訓練給付、健康保険、介護保険に係る161項目の給付金等が対象となっている(デジタル庁ウェブサイト「公金受取口座を利用して受け取ることができる給付金等」<https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/benefits/>)。

図表6 公金受取口座登録制度の概要



（出所）デジタル庁ウェブサイト「公的給付支給等口座の登録制度等の創設」〈https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/d12bde7e-a950-493b-987c-0f8d4bbd1b6b/20210901_laws_r3_38_outline.pdf〉

3. 主な国会論議⁸

（1）マイナンバー制度関連

ア マイナンバーの利用範囲の3分野以外への拡大と憲法判断への影響

マイナンバー制度は、平成20年3月の住民基本台帳ネットワークシステムに係る最高裁判所判決の趣旨を踏まえ、マイナンバーの利用範囲等を法律又は法律の授權に基づく政省令に明示するという制度設計に基づいて構築されている⁹。こうした観点から、マイナンバーの利用範囲を社会保障・税・災害対策の3分野以外に広げることは違憲ではないかとの懸念に対する政府の見解が求められた。河野太郎デジタル大臣は、「今年の3月の最高裁の判決¹⁰で、「個人番号の利用範囲について、社会保障、税、災害対策及びこれらに類する分野の法令又は条例で定められた事務に限定することで、個人番号によって検索及び管理がされることになる個人情報に限定」していることなどを挙げて、マイナ

⁸ 以下、発言部分のかぎ括弧内の文章は逐語的ではなく、一部省略等を行うほか、常体で統一している。

⁹ マイナンバー制度は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る最高裁判所の合憲判決（平成20年3月6日最高裁判所第一小法廷判決）の趣旨を踏まえ、「管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること」との要件を満たすため、「「番号」を用いることができる事務の種類、情報連携基盤を用いることができる事務の種類、提供される個人情報の種類及び提供元・提供先等を逐一法律又は法律の授權に基づく政省令に明示することで番号制度の利用範囲・目的を特定する」という制度設計を行うこととなった（「社会保障・税番号大綱」（平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部）17～18頁）。

¹⁰ 令和5年3月9日最高裁判所第一小法廷判決 〈https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=91846〉。令和3年改正前のマイナンバー法についての司法判断。

ンバー法に基づく特定個人情報の利用、提供等は、正当な行政目的の範囲内で行われていると判断された。今般の法改正によって、理念として社会保障、税及び災害対策以外の行政事務においても個人番号の利用の推進を図ることとしているが、マイナンバーの利用が可能となる具体的な事務については引き続き法令又は条例で定められた範囲に限定している上、いずれも正当な行政目的の範囲内であることに変わりがないため、問題はないと考えている。」と答弁した¹¹。

イ 本法律案によるマイナンバーとのひも付けの範囲（教育職員免許の場合）

本法律案によって新たにマイナンバーの利用対象とする事務の一つである教育職員の免許に関する事務について、どこまでの情報がひも付けされるのか、との質疑があった。これに対し、文部科学省は、「本法律案における対象事務は、教育職員免許法による教育職員の免許に関する事務のみとなっているので、それ以外の目的でマイナンバーを利用することはできない。したがって、免許状の授与等に必要な情報、具体的には、免許状を授与する際の免許原簿及び免許状へ記入するための氏名や生年月日、本籍地がマイナンバーとひも付けられることになる。他方、教員研修の受講履歴などはマイナンバーにひも付けすることは想定されておらず、教育公務員特例法に基づいて別のシステム等により記録をすることになる。」と答弁した¹²。

ウ 準法定事務の創設

本法律案によって創設される「準法定事務」（マイナンバー法別表に定める事務に準ずる事務）について、どのような場合がこの準ずる事務に該当するのか、について質疑があった。これに対して、河野大臣は、「この改正でも、マイナンバーの利用範囲について個別の法律を引用する形で別表に規定することは変わらないが、個別の法律に基づかないもので、法律でマイナンバーの利用が認められている事務に準ずるものについて、事務の性質が同一である事務に限定した上で、主務省令によりマイナンバーの利用を可能としている。」と答弁した。具体例として、新型コロナウイルスワクチンの予防接種を予防接種法に基づく事務としてマイナンバーで実施した一方、在日米軍による基地内で働く日本人従業員に対する予防接種にはマイナンバーを使うことができなかった例を挙げ、「法律には基づいていないが事務の性質が同一であるものについて、主務省令でマイナンバーの利用を可能とするというのが今回の改定の趣旨である。」と述べた¹³。

エ 情報連携の範囲の主務省令への委任

マイナンバー法別表第2を廃止し、情報連携の範囲を主務省令で規定することとする改正規定について、河野大臣は、「情報連携を速やかに開始するため、法令でマイナンバーの利用が認められている事務の範囲で主務省令で情報連携を可能とするが、元々、情報連携できる主体と事務は法令で厳格に限定をされているので、政府の裁量がそれを

¹¹ 第211回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第6号2～3頁（令5.4.18）

¹² 第211回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第9号5～6頁（令5.4.25）

¹³ 第211回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第7号8頁（令5.4.19）

超えて従前より大きくなるということはない。また、主務省令の改正は、行政手続法に基づいてパブリックコメントを行う必要があるので、国民の見えないところで事務の追加あるいは情報連携の項目が増えるということはない。」と答弁した¹⁴。

なお、参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会（以下「参議院特別委員会」という。）において本法律案に対して行われた附帯決議（以下「参議院附帯決議」という。）の項目1では、「主務省令の制定に当たっては国民に広く意見を聴くため、その内容について、国民に広く公開すること」が求められた¹⁵。

オ マイナンバーの利用範囲の拡大に伴うデータマッチング等の危険性

マイナンバーの利用範囲の拡大に伴うデータマッチング等¹⁶の危険性について、河野大臣は、「マイナンバーは、ほかの識別子に比べて識別強度が高く、情報のマッチングや集積した情報の名寄せなどの処理に長けていることから、その利用範囲は法令又は条項で定められた行政事務に限定するとともに、制度面及びシステム面で各種のセキュリティ対策を講じている。具体的には、マイナンバーを取り扱う者に対して、情報が保護される仕組みになっているかを事前に確認する特定個人情報保護評価や漏えい防止等の安全管理措置を義務付けるとともに、個人情報保護委員会が必要な指導等を行うこと、行政機関等の保有する個人情報について、一元管理をせず、各行政機関等で分散管理し、情報連携の際にも機関ごとに異なる符号を利用するなど、個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みとすることなど、個人情報保護に十分配慮した仕組みとしており、自分に関する情報が行政機関の間で情報連携された場合には、それが記録されるとともに、マイナポータル上で確認することができる。これらの仕組みは今般の改正法案により変わるものではなく、引き続き、個人情報保護に十分配慮した仕組みを維持しつつ、マイナンバー制度の普及や利活用の促進に向けて取り組んでいく。」と答弁した¹⁷。

¹⁴ 第211回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第7号34頁（令5.4.19）

¹⁵ 前掲・注1。衆議院附帯決議でも同旨の項目あり（項目2）。なお、この関連で、別表第2の廃止規定について、参議院特別委員会に参考人として出席した石井夏生利中央大学国際情報学部教授は、「元々別表2を設けた趣旨は、個人情報保護への配慮に基づくものであった。また、行政機関が適法な行政活動を行うためには法律の規定にのっとる必要がある。そのため、主務省令で情報連携を行えるようにすることは、制度の柔軟性を高める一方で、個人情報保護、法律による行政の観点からは慎重な見方も必要になってくる。については、主務省令を通じた情報連携を行う際には、法定の事務に基づいていることを適切に確認するプロセスが重要であろうと史料する。」と述べた。また、主務省令への委任については、「主務省令が改正される場合にはパブリックコメント手続に付されるが、この手続自体が必ずしも国民に広く浸透しているわけではないので、どのような手続において情報連携がなされているかは、別途、デジタル庁のウェブサイトなどを通じて周知を図っていくことが望ましい。」と述べている（第211回国会参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会議録第10号（令5.5.17））。

¹⁶ 令和5年3月9日最高裁判所第一小法廷判決（前掲・注10）は、「理論上は、具体的な法制度や実際に使用されるシステムの内容次第では、これらの情報（筆者注：個人の所得や社会保障の受給歴等の秘匿性の高い情報が含まれる特定個人情報）が芋づる式に外部に流出することや、不当なデータマッチング、すなわち、行政機関等がマイナンバー法上許される範囲を超えて他の行政機関等から特定の個人に係る複数の特定個人情報の提供を受けるなどしてこれらを突合することにより、特定個人情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じ得る」が、「（マイナンバー法）に基づく特定個人情報の利用、提供等に関して法制度上又はシステム技術上の不備があり、そのために特定個人情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない。」と判断している（前掲・注10 全文10～11頁）。

¹⁷ 第211回国会衆議院本会議録第19号3頁（令5.4.14）

カ マイナンバーの利用範囲についての規定の在り方

今後のマイナンバーの利用範囲の拡大について、マイナンバーが利用できる範囲を別表に定める現行のポジティブリスト方式から、利用してはならない事務を個別に規定するネガティブリスト方式に転換すべき、との質疑があった。これに対して、河野大臣は、「ネガティブリストの場合、マイナンバーの利用が認められない事務を法令などで漏れなく規定しなければならない。行政の事務は広範にわたり、社会情勢の変化によって行政事務も変化していく。そうすると、駄目なものを全てリスト化することは難しく、時宜に応じて不断の見直しをするということになる。よって、マイナンバーの利用が認められない事務をネガティブ方式で法令に網羅的に規定することはやや困難である。マイナンバーを利用するメリットは非常に大きいですが、個人情報保護という観点からの配慮も必要なので、マイナンバーの利用範囲の拡大は、国民の御理解をいただきながら、両者のバランスを取りながらやっていくのがベストではないか。」と答弁した¹⁸。

(2) マイナンバーカード関連

ア 健康保険証の廃止

健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一体化することの是非をめぐっては、法案審査等において累次の質疑が行われた。加藤勝信厚生労働大臣は、健康保険証の廃止について、「国民の皆様がマイナンバーカードで受診していただくことで、患者本人の健康、医療に関する多くのデータに基づいたより良い医療を受けていただくことが可能となるなど、カードと健康保険証の一体化には多くのメリットがある。こうしたことを踏まえ、来年（令和6年）秋に健康保険証を廃止することを予定している。マイナンバーカードが任意の申請に基づき交付されるものであることは変わりなく、健康保険証の廃止後、オンライン資格確認を受けることができない状況にある方に、本人の申請に基づき資格確認書を発行するとともに、資格確認書の申請勧奨など、資格確認書の取得について必要な対応を行っていく。」と答弁した¹⁹。また、厚生労働省は、マイナンバーカードと保険証の一体化のメリットについて、「まず、受診をいただく際にはカード1枚で医療機関を受診していただいて、健康や医療に関する多くのデータに基づいたより良い医療を受けることが可能となる。それから、医療機関等においては、保険資格の転記を自動化できるなど事務負担の軽減に加えて、安心安全で質の高い医療を提供するための医療DXの基盤の整備につながる。また、保険者においては、資格喪失後の被保険者証の使用や被保険者番号の誤記による過誤請求の事務処理負担が軽減するといった様々なメリットがある。」と答弁した²⁰。

従来の健康保険証でもオンライン資格確認等システムにより資格確認が可能であるとの指摘に対して、厚生労働省は、「健康保険証による資格確認を行う場合は、受診された

¹⁸ 第211回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第7号23頁（令5.4.19）

¹⁹ 第211回国会衆議院本会議録第19号5頁（令5.4.14）

²⁰ 第211回国会参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会議録第9号（令5.5.12）

医療機関等がオンライン資格確認を導入している場合には、被保険者の記号番号を入力することによって、その健康保険証に記載された被保険者資格が現在有効かどうかという確認は可能になっている。一方、マイナンバーカードであれば、転職などで新しい保険証に切り替わっている場合に最新の資格情報が確認できる。また、患者の薬剤情報といった健康医療情報の提供に当たっては、マイナンバーカードによる電子的かつ確実な本人確認を必要としている。他方、現行の健康保険証を利用する場合は、医療機関等において患者の健康、医療情報は閲覧できない。」と答弁した²¹。

なお、オンライン資格確認等システムに保険者から異なるマイナンバーが登録された事例²²が明らかになったことを踏まえ、当分の間は現行の健康保険証を使用可能とする必要性について質疑があった。加藤大臣は、「マイナンバーカードで受診した際には、顔認証付きカードリーダーやシステム障害等が理由で資格確認が行えない場合もある。そうした場合の取扱いについて、自己負担分だけでお支払いいただき、事後に正確な資格情報の確認ができた段階で訂正の必要がある場合には所要の手続を行うなど、医療機関において柔軟に対応するという方向で調整を行っている。なお、このマイナンバーカードと健康保険証を利用いただく中で、転職の際に生じるタイムラグについては、健康保険証が届くのを待たなくてもデータがつながった段階では使えるようになるといったメリットもある。」と答弁した²³。

参議院附帯決議の項目12では、「健康保険証、短期被保険者証及び資格証明書の廃止に伴う法令運用等に関する検討に際して、患者・国民、医療・介護現場、保険者などの声・実態を広く聴取しつつ、運用上十分に配慮すること」が求められた²⁴。

イ 資格確認書

マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者が保険診療等を受ける際の資格確認のために提供する「資格確認書」について、切れ目なく被保険者に行き渡るようにするため当面の間だけでも資格確認書を自動交付する必要性ないし資格確認書を機械的に発行する仕組みを設ける必要性について質疑があった。これに対して、伊佐進一厚生労働副大臣は、「資格確認書が必要となる事情には、マイナ

²¹ 第211回国会参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会会議録第9号（令5.5.12）

²² 令和5年2月24日第163回医療保険部会で、令和3年10月から令和4年11月までの期間において同システムに保険者から異なるマイナンバーが登録されていた事例が7,312件、そのうち他人の薬剤情報・医療費通知情報が閲覧された事例が5件あることが報告された（議事録は前掲・注6参照。デジタル庁ウェブサイト「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会中間とりまとめ参考資料」〈https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/049442db-8ca3-4019-928a-c8b76aaa75d5/07elfec7/20230217_meeting_card-integration-mynumber-and-insurance_outline_02.pdf〉 17頁参照）。その後、令和5年6月13日、令和4年12月から令和5年5月22日までの間に、保険者から異なるマイナンバーが登録されたことが判明した事例が60件、うち薬剤情報等が閲覧された事例が4件であることが公表された（加藤大臣会見概要 〈https://www.mhlw.go.jp/stf/kaiken/daijin/0000194708_00565.html〉、厚生労働省ウェブサイト「オンライン資格確認における資格情報の誤登録について」〈<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001106459.pdf>〉）。後掲・図表7「マイナンバーカード関連サービスにおける主な誤紐付け等事案」参照。

²³ 第211回国会参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会、厚生労働委員会連合審査会会議録第1号（令5.5.31）

²⁴ 前掲・注1。衆議院附帯決議では同旨の項目なし。

ンバーカードを紛失された場合や更新中の場合、ベビーシッターや介助者といった第三者が本人に同行して資格確認を補助する必要がある場合のように様々なケースが想定されているため、一律に交付する健康保険証とは異なり、本人からの申請に基づいて交付する仕組みとしている。ただ、資格確認書の申請手続の失念などによって保険診療を受けることができない事態は防ぐことが必要であり、マイナンバーカードの保険証利用の登録をしていない人には資格確認書の申請を促す、資格確認書の有効期間の期限が到来する時期にも手続の案内を送付するといった申請の勧奨を保険者が実施する。また、本人から申請が期待できない場合には、家族のほか、施設職員、支援団体等の代理申請を促す。それでもなお申請が期待できない場合には、本人からの申請によらず資格確認書を職権で交付することを可能にするなど柔軟な対応を想定している。」と答弁した²⁵。

ウ 高齢者や障害者に係るマイナンバーカードの申請、利用等における困難

マイナンバーカードの申請、利用についての障害者の困難の実態について、参議院特別委員会に参考人として出席した家平悟障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会事務局局長は、申請時の問題として、顔写真の背後に車椅子のヘッドレストが写っていたため却下された事例や、全盲で病気のため黒目がないというような人についても黒目がないから写真を撮り直せとの指導があった事例を紹介した。また、利用時には、通院時の顔認証で不随意運動によりエラーが出る事例等があり、施設による通院支援でマイナンバーカードを預かる際、保険証として使うために暗証番号を教える必要があるが、そこまでの個人情報施設が扱うことに問題があるばかりか障害者本人や家族にも抵抗感がある等の指摘をした²⁶。

このうちヘッドレストの写り込み問題について、総務省は、「マイナンバーカードの申請の際に必要な顔写真については、従前から、障害のある方や寝たきりの方など、やむを得ない理由により、規格に合った写真、つまり正面、無帽、無背景の写真を撮影できない場合であっても、申請者の氏名欄に理由を記載して送付していただくかコールセンターに連絡していただくことで使用可能としている。」「顔写真の取扱いについて、本年3月に自治体に対して、具体的な例を示しつつ改めて周知を行ったところである。その中では、車椅子が写り込んでいても使用可能な写真として認められるものと例示している。」と答弁した²⁷。

介護施設におけるマイナンバーカードの管理について、河野大臣は、「本年2月に公表したマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会の中間とりまとめに基づき、施設入所者のカードの在り方などについて、取扱いの留意点を整理した上で周知し、安心して管理することができる環境づくりを推進するとともに、本来業務に配慮した申

²⁵ 第211回国会参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会会議録第11号（令5.5.19）

なお、第211回国会閉会后、衆議院特別委員会において、申請がなくても一律に保険者からプッシュ型で資格確認書を交付することに対する見解を問われ、伊佐副大臣は、「申請がなくても交付をするという、いわゆるプッシュ型も活用するなどして、全ての被保険者が必要な保険診療を受けられるように、隙間が生じないように適切に対応してまいりたい」と答弁した（第211回国会閉会后衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会会議録第17号（令5.7.5））。

²⁶ 第211回国会参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会会議録第10号（令5.5.17）

²⁷ 第211回国会参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会会議録第11号（令5.5.19）

請、代理交付の支援のマニュアルを作成、普及するほか、高齢者で独居の方についても、希望する方の個人宅を市町村職員が訪問する形で申請が行えるよう検討を行うなど、きめ細かく対処することとしている。施設に入所されているような方こそ、御本人の過去の医療保険情報に基づいた医療を受けていただく機会を保障する必要があるので、きめ細かい対応を行い、施設管理者、入所者の双方が安心して適切にマイナンバーカードを管理できる環境づくりを推進していきたい。また、このマイナンバー保険証は、顔認証あるいは医療機関の方での目視での認証が可能なので、マイナ保険証と暗証番号を両方施設で管理することはない。暗証番号を預ける必要はない。」と答弁した²⁸。

なお、参議院附帯決議の項目6では、「認知症患者や寝たきりの高齢者などの社会的弱者に対しては、発行済み健康保険証を最大一年間有効とみなす経過措置を踏まえ、遅くともその期間が終了するまでの間に、確実にマイナンバーカード又は資格確認書により必要な保険診療が受けられるよう、必要な措置を講じること」が求められた²⁹。

エ マイナンバーカードの券面の記載事項

マイナンバーカードの券面に性別の記載があることがLGBT当事者にとって精神的苦痛をもたらすため性別の記載を削るよう見直す必要性について質疑があった。河野大臣は、「カード交付時に、性別欄をマスキングするカードケースを配布している。マイナンバーカードの券面記載事項については、御指摘の件も含め、本人確認のためのカードの在り方として重要な事項であり、関係者の意見を伺いながら、丁寧に検討を進めていくべき課題と考えている。現在発行しているカードは、今後、順次有効期限を迎えていく。次世代のカードを設計するに当たっては、カードの券面記載事項について、様々な関係者の御意見も丁寧に伺いつつ、しっかり検討を進めていく。」と答弁した³⁰。

(3) その他

ア 東ね法案とした理由

本法律案を複数の法改正の東ね法案とした理由について質疑があった。河野大臣は、「本法律案は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、デジタル社会の基盤であるマイナンバー及びマイナンバーカードの利用の推進に関する各種施策を講じるものである。各法律の改正内容の趣旨、目的は同一であり、各法律の改正条項もマイナンバー法を軸に相互に密接な関連性を有することから、一つの改正法案として提案している。」と答弁した³¹。

イ 氏名の振り仮名表記の許容範囲

戸籍等への氏名の振り仮名の記載に関し、氏名の仮名表記の許容範囲について質疑があった。法務省は、「氏名の振り仮名については、氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならないとされているが、一般に認められて

²⁸ 第211回国会参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会会議録第13号（令5.5.31）

²⁹ 前掲・注1。衆議院附帯決議では同旨の項目なし。

³⁰ 第211回国会衆議院本会議録第19号4頁（令5.4.14）、第211回国会参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会会議録第14号（令5.6.5）

³¹ 第211回国会参議院本会議録第19号（令5.4.28）

いるものかどうかは、社会において受容され、慣用されているかどうかという観点から判断されることになる。具体的には、漢和辞典など一般の辞書に掲載されている読み方については幅広く認めることが考えられ、一般の辞書に掲載されていない読み方についても、届出人から個別に説明を聞いた上で、社会において受容され、慣用されているものかどうかを判断することになる。なお、氏名の振り仮名の許容性及び氏名との関連性については、いわゆる名乗り訓を幅広く許容してきた我が国の命名文化を尊重するという観点から、氏名の振り仮名を幅広く許容するべく、柔軟に運用することが適切であると考えている。」と答弁した³²。

ウ 行政機関等を経由した公金受取口座登録の特例制度における同意取得方法

公金受取口座に関し、登録に際しての同意取得方法、通知の受取が困難な方への配慮、登録口座の利用目的拡大への歯止めについて質疑があった。河野大臣は、「改正法案の特例制度における同意取得の方法については、登録を行いたくない方が不同意の回答を行う機会を確実に確保するため、当該制度の対象者には書留郵便等により個別に事前通知を行う旨を法律に規定するとともに、広報等を通じて事前に本制度の周知徹底を図ることを予定するなど、万全な体制を期していく。」と答弁した。さらに、通知を受け取ることが困難な層への配慮については、「例えば、認知症の方や知的障害のある方など御自身にて回答が困難な場合、他制度の状況等も踏まえ、後見人や御家族の方などの支援を受けて意思表示を行うことを可能とすることや、視覚障害のある方も内容の確認ができるよう、音声コードを追加することなどを検討している。」と答弁した。また、登録された口座の利用目的拡大への歯止めについては、「公金受取口座登録法において、各行政機関等が行う公的給付の支給等に係る金銭の授受に限定されており、当該法律の規定にのっとって適切に運用を行っていく。」と答弁した³³。

4. おわりに

本法律案の審議では、法律案の内容以外にも多岐にわたる議論が行われた。

特に、マイナンバーカード関連サービスにおけるトラブル等が相次いで明らかになり(図表7)、オンライン資格確認等システムにおけるマイナンバーの誤登録(本稿3.(2)ア参照)以外にも、証明書等のコンビニ交付サービスにおける誤交付、マイナポイントの誤付与や、公金受取口座の誤登録などをめぐり追及が行われた。令和5年6月21日、岸田文雄内閣総理大臣は、こうした事態を受け、政府内にマイナンバー情報総点検本部³⁴を設置し、デジタル庁、厚生労働省及び総務省が連携して、政府全体で総点検と再発防止を強力に推進することを表明した³⁵。

³² 第211回国会参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会会議録第11号(令5.5.19)

³³ 第211回国会衆議院本会議録第19号4頁(令5.4.14)

³⁴ デジタル庁ウェブサイト「マイナンバー情報総点検本部」<<https://www.digital.go.jp/councils/mynumber-all-check/>>

³⁵ 岸田内閣総理大臣記者会見(令和5年6月21日)<https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2023/0621kaiken.html>。岸田総理大臣は、「来年秋の保険証廃止への国民の不安を重く受け止めており、現行の保険証の全面的な廃止は、国民の不安を払拭するための措置が完了することを大前提として取り組む」と述べた。岸田総理大臣は、6月30日、河野大臣、加藤大臣、松本剛明総務大臣と面会し、マイナンバー制

今後、デジタル社会への移行に向けて、マイナンバーカード、ひいてはマイナンバー制度全般に対する国民の信頼を確保することが不可欠である。まずは多くの人々が便利さと安心を感じられる環境を整えることが肝心であろう³⁶。

図表7 マイナンバーカード関連サービスにおける主な誤紐付け等事案

オンライン資格確認における資格の誤登録 (令和3年10月～令和5年5月22日まで)	保険者から異なる個人番号が登録された事例7,372件 うち薬剤情報等が閲覧された事例10件
年金情報の紐付け誤り	マイナポータルで別人の年金情報が表示1件
障害者手帳情報の紐付け誤り	別人の障害者手帳情報に紐付け62件(静岡県)
公金受取口座の誤登録	940件
公金受取口座への家族名義の口座の登録	約14万件
コンビニ交付サービスにおける誤交付	別人の証明書の誤交付15件
マイナポイントの誤付与	172件

(出所) デジタル庁ウェブサイト「マイナンバーの誤紐付け事案(2023.6.20時点)」(令和5年6月21日マイナンバー情報総点検本部(第1回)資料) <<https://www.digital.go.jp/councils/mynumber-all-check/baab515c-3b31-4089-8647-2d76f5efba29/>>、『朝日新聞』(2023.7.5)、『日本経済新聞』(2023.6.23)、『産経新聞』(2023.6.22)、関係大臣の記者会見情報等より筆者作成(件数等は令和5年7月5日現在)。

また、本法律案の審議では、マイナンバーカードからの電子証明書の切離し、スマートフォン利用を前提としたマイナンバーカード関係システムの抜本的な見直しなど、将来におけるマイナンバーカードの在り方をめぐる議論も行われた。

平成28年(2016年)1月から交付が始まったマイナンバーカードの有効期間は、18歳以上の場合、発行の日から10回目の誕生日までであり、今後順次その期限を迎えていく。現在、政府では、令和6年通常国会への法案提出も視野に、次期マイナンバーカードの検討を進めている³⁷(本稿3.(2)エ参照)。マイナンバー制度やマイナンバーカードの将来像をめぐっても、今後活発な議論が行われることが期待される。

(もり ひではる)

度のトラブルに関する総点検の中間報告と対策の取りまとめを8月上旬までに行うように指示した(『朝日新聞』(2023.7.1))。

また、個人情報保護委員会は、同年5月31日、「コンビニでの住民票等の誤交付、マイナンバーカードの健康保険証利用における紐付け誤り、公金受取口座の誤登録等の一連の事案について、マイナンバー及びマイナンバーカードを活用したサービスを利用する国民が不安を抱くきっかけになり得るといった影響範囲の大きさに鑑み、(中略)詳細な事実関係を把握するとともに、今後、確認された問題点に応じて、指導等の権限行使の可否を検討することとする」との対応方針を決定した<<https://www.ppc.go.jp/aboutus/minutes/2023/20230531/>>。7月19日、同委員会は、公金受取口座登録における別人の口座情報等の紐付け事案をめぐり、デジタル庁に対し、マイナンバー法第35条第1項に基づく立入検査を行うとの方針を示し<<https://www.ppc.go.jp/aboutus/minutes/2023/20230719/>>、同日より立入検査を開始した(7月20日新聞各紙報道)。

³⁶ 『朝日新聞』社説(2023.6.26)

³⁷ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定) <<https://www.digital.go.jp/policies/priority-policy-program/>>で、令和8年中を視野に次期マイナンバーカードの導入を目指し、券面デザインについて必要な見直しを行うとともに、性別、マイナンバー、国名、西暦等の券面記載事項、電子証明書の有効期間の延長、早期発行体制の構築を含む発行体制の在り方、マイナンバーカードの公証名義等について検討を行い、法改正が必要な場合は、令和6年通常国会への法案提出を目指すとの方針が示された。